

ICCLP Annual Report 2006

目 次

ICCLP 国際学术交流

客員教授.....	2
短期招聘.....	6
研究員.....	7
比較法政シンポジウム.....	8
比較法政セミナー.....	10
レポート 神作裕之	
法科大学院サマースクール.....	16
法学政治学研究科客員研究員.....	17

寄付講座「政治とマスメディア（朝日新聞）」国際学术交流

客員教授.....	22
短期招聘.....	23
「政治とマスメディア」セミナー.....	24
レポート 吉田 徹	
レポート 元田結花	
Medusa プロジェクト札幌.....	32
レポート 吉田 徹	

論考

「ドイツ・メルケル大連合政権の一年 ドイツ政治は『混迷』から抜け出せたのか」	
安井宏樹.....	43

刊行物一覧

ICCLP 国際学術交流

客員教授

趙 弘植

ソウル国立大学助教授

(2005年12月～2006年8月)

<プロフィール>

ソウル国立大学で学び、1989年より1991年まで釜山地方判事、1995年カリフォルニア大学バークレイ校よりLL.D取得し1996年カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール客員研究員、1997年ソウル国立大学法学部講師を経て、2003年より現職。また韓国環境省法改正小委員会委員を経験し、韓国及び米国ニューヨーク州弁護士資格を持つ。専門は行政法。滞在中、第188回比較法政セミナーにおいて「韓国の環境法の近時の発展から学ぶもの 公衆の眼と独立の裁判所は環境法の執行を成功させる鍵となるか」と題して報告。また、小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.4 に寄稿。

主要論文：

‘An Overview of Korean Environmental Law’, *Environmental Law*, 1999; ‘Law and Politics in Environmental Protection: A Case Study on Korea’, *Journal of Korean Law*, 2002; ‘Political Economy of Standing (I)’, *Seoul Law Journal* Vol. 46 no. 2 and no. 4, 2005; ‘Economics of Alternative Dispute Resolution: Focusing on “Environmental Dispute Adjustment Act”’, *Seoul Law Journal* Vol. 47 no. 1, 2006; ‘Political Economy of Korea's Environmental Protection’, *Rechtsreform in Deutschland und Korea im Vergleich*, Thomas Würtenberger (ed.), Berlin: Duncker & Humblot, 2006.

ヨアヒム イェンス ヘッセ

ベルリン自由大学教授 / 国家学・ヨーロッパ学国際研究所所長

(2006年4月、2007年3月)

<プロフィール>

ベルリン大学、ゲッティンゲン大学、キール大学で学んだ後、1972年、ケルン大学より博士号取得。コンスタンツ大学、デュースブルク大学教授、ドイツ・シュバイヤー行政大学院教授、オックスフォード大学教授を経て、1996年10月より現職。専門は、比較政治。滞在中、第187回比較法政セミナーにおいて「帰路に立つ行政管理」、第201回比較法政セミナーにおいて、「全てに合う1つのサイズ？ 比較の視座から見た政策適応と国制改革」と題して報告。また、公共政策大学院「公共管理論」の授業にゲスト・スピーカーとして招かれ、また同大学院ワークショップにおいてEUの今後についての講義を行った。小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.4 に寄稿。

主要著書：

Paradoxes in Public Sector Reform: An International Comparison, co-ed., Berlin: Duncker & Humblot, 2003; *Das Regierungssystem der Bundesrepublik Deutschland*, co-authored with Thomas Ellwein, 2 vols., 9th ed., Berlin: De Gruyter, 2004; *Europa professionalisieren: Kompetenzordnung und institutionelle Reform im Rahmen der Europäischen Union*, co-authored with Florian Grotz, Berlin: Duncker & Humblot, 2005; *Vom Werden Europas: Der Europäische Verfassungsvertrag: Konventsarbeit, politische Konsensbildung, materielles Ergebnis*, Berlin: De Gruyter, 2006; *The Transition of the Public Sector: East Asia and the European Union Compared*, co-ed., Baden-Baden: Nomos, 2007.

アンソニー・グランディ

リンクレーターズ東京マネージング・パートナー

(2006年5月～2006年7月)

<プロフィール>

オックスフォード大学ウオドム・カレッジで学んだ後、1978年リンクレーターズに入所。1986年より同パートナーとして、ロンドン、東京、香港、シンガポール事務所に勤務した後、2000年よりマネージング・パートナーとして、再び東京事務所に勤務。イングランドおよびウエールズ法弁護士、香港法弁護士、第二東京弁護士会外国特別会員。専門は資本市場法。法科大学院「金融法演習」(大崎貞和客員助教授)でゲストとして講義を行った。

主要著書：

「国際資本市場への日本の参加 - 外国人の視点から」(『国際弁護士の 100 年 1897～1997』池田成史・布浦信夫 訳、青木・クリステンセン・野本法律事務所、1999 年)；*English Law Disclosure Letters Memorandum* 2001；*Japanese CBs Memorandum* 2002；*Selling Restrictions and Filing Requirements Memorandum* 2003.

ヒューゴ・ドブソン

シェフィールド大学東アジア研究大学院上級講師

(2006 年 9 月～2007 年 1 月)

リーズ大学、ロンドン大学に在籍、研究を進めた後、1998 年、シェフィールド大学より博士号取得(日本研究)。1997 年、東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター(ICCLP)奨学研究員、引き続き同、機関研究員に採用される。1998 年、ケント大学(カンタベリー)政治学・国際関係論学部講師、2001 年、シェフィールド大学東アジア研究大学院講師を経て、2005 年、現職及び社会科学部学部長補佐。専門は日本国際関係論。滞在中、「G 8 とグローバル・ガバナンス：『女性たちはどこに?』」と題して比較法政セミナーで報告、また、小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.4 に寄稿。

主要著書：

Japan's International Relations: Politics, Economics and Security, co-author, 1st ed. 2001 and 2nd ed. 2005, London: Routledge; *Japan and United Nations Peacekeeping: New Pressures, New Responses*, London: RoutledgeCurzon, 2003; *Britain and Japan in the Contemporary World: Responses to Common Issues*, co-editor, London: Routledge Curzon, 2003; *Japan and the G7/8, 1975-2002*, London: RoutledgeCurzon, 2004; *The Group of 7/8*, London: Routledge 2006; *Japan and Global Governance*, co-editor, London: RoutledgeCurzon, forthcoming (2007).

二宮正人

サンパウロ大学教授

(2006年12月～2007年2月)

<プロフィール>

サンパウロ大学、東京大学で学んだ後、サンパウロ大学助教授を経て、1986年より同大学法学部博士教授。専門は国籍法、国際私法、出稼ぎ問題。滞在中、「イベロ・アメリカ法」を担当し、出稼ぎ問題、司法共助についての講演を行った。また小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol. 4 に寄稿。

主要著書：

『ブラジル法要説－法令・判例へのアプローチ』（共編著 アジア経済出版会、1993年）『日本・ブラジル両国における日系人の労働と生活』（共著 日刊労働通信社、1994年）『ブラジル開発法の諸相』（共編著 アジア経済出版会、1994年）『ポ日法律用語集』（共編著 有斐閣、2000年）「在日外国人に対する法情報提供」（『ジュリスト』1284号 2005年）、『ブラジル：技術指導から生活・異文化体験まで』（編著 海外人づくりハンドブック 27 海外職業訓練協会、2006年）。

短期招聘

寄付講座「国際資本市場法（東京証券取引所）」により、3名の研究者・実務家を短期招聘し、比較法政セミナーを開催した。

氏名：リチャード・M・アルダーマン
所属：ヒューストン大学ローセンター教授
期間：2006.5.29 - 2006.6.18
専門：消費者法

氏名：ダグラス・G・ベアド
所属：シカゴ大学ロースクール教授
期間：2006.6.18 - 2006.6.25
専門：会社更生法、契約法

氏名：モリッツ・ベルツ
所属：フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所フランクフルト弁護士
期間：2006.10.4 - 2006.11.1
専門：会社法

研究員

森 聡 (もり さとる)

2006年4月1日より奨学研究員、同年11月1日より、機関研究員として採用。

研究概要：

ヴェトナム戦争をめぐる米英関係に関する歴史的研究を進め、特にイギリスの和平外交がいわゆるスエズ以東撤退を政治的に正当化するという思惑に強く動機付けられていたという、従来にはない仮説を実証し、英語論文として発表した。また、この時期のイギリスは、ヴェトナムに派兵していなかったゆえに、アメリカに対して全く影響力を持っていなかったという先行研究に対して、少なくとも1965年春のカンボジア会議開催案や1967年2月の北爆停止条件をめぐる仲介に関するアメリカの姿勢軟化は、イギリスの対米外交の成果であったという検証結果を日本国際政治学会にて発表した。

また、同時並行でヴェトナム戦争をめぐる米仏関係に関する歴史的研究も進めてきたので、今後論文や研究報告等の形で発表する予定である。

研究業績：

<論文>

- ・ ‘The Vietnam War and the British Government, 1964-1968,’ *University of Tokyo Journal of Law and Politics*, Vol.3 (Spring 2006), pp.119-158.

<研究発表>

- ・ ‘Vietnam War’s Impact on the Special Relationship: the Johnson-Wilson Years’ (英語)、科研研究会「アメリカの戦争と世界秩序」、2006年7月15日、於 関西大学。
- ・ 「ヴェトナム戦争をめぐる米英関係」、日本国際政治学会部会「冷戦期のアメリカの同盟外交」、2006年10月13日、於 木更津アカデミアパーク。

<翻訳>

- ・ 米外交問題評議会諮問委員会報告書、「覇権のゆくえ—『大西洋パートナーシップの刷新』」、五十嵐武士編『アメリカ外交と21世紀の世界』第8章、昭和堂。

比較法政シンポジウム

第 28 回比較法政シンポジウム 2006. 7.24 サントリーホール・小ホール

「日米欧における独禁法運用の共通化」

- 司 会：宮廻美明 東京大学教授
挨 拶：神田秀樹 東京大学教授
主 題：Japanese Current Topics in Exclusionary Abuse and Leniency
報 告：白石忠志 東京大学教授
主 題：European Competition Law: Procedural Rights and Questions of
Leniency in the Light of the Community Case Law
報 告：ヨーゼフ・アジジ 欧州第一審裁判所裁判官
主 題：Should Europe and Japan Become More Active in the Private
Enforcement of Antitrust?
報 告：ダニエル・ルビンフェルド カリフォルニア大学バークレー校教授
主 題：IP and Competition Law: Comparing Europe and the US
報 告：ジェラルド・エルティーク スイス連邦工科大学チューリッヒ校教
授
主 題：Co-operation between U.S. and EU Competition Authorities in the Field
of Cartels and Mergers
報 告：ジャック・ピュアール ハーバート・スミス ブリュッセル弁護士
質疑応答
(協力：株式会社東京証券取引所、株式会社商事法務)

第 29 回比較法政シンポジウム 2007. 2.13 コンファレンススクエア 15F ラス

「債権回収と企業法務の将来」

- 司 会：宮廻美明 東京大学教授
報 告：森田 修 東京大学教授
主 題：債権者間契約と戦略的債権管理 - 債権回収の新次元
報 告：三上 徹 三井住友銀行法務部長
主 題：新しい融資手法と債権回収

報 告：小野 傑 西村ときわ法律事務所弁護士

主 題：流動化・証券化と債権回収

（協力：株式会社東京証券取引所、株式会社商事法務）

比較法政セミナー

開催日：2006年4月15日

報告：ヨアヒム・イエンス・ヘッセ ベルリン自由大学教授

主題：岐路に立つ行政管理

用語：英語

司会：城山英明 教授

共催：行政学研究会

開催日：2006年4月18日

報告：趙 弘植 ソウル国立大学助教授 / 本センター客員助教授

主題：韓国の環境法の近時の発展から学ぶもの - 公衆の眼と独立の裁判所
は環境法の執行を成功させる鍵となるか

用語：英語（討論は英語 / 韓国語 / 日本語可）

司会：交告尚史 教授

共催：法科大学院形成支援プログラム 他

開催日：2006年4月27日

報告：邱 雅文 遠東聯合法律事務所シニアパートナー

主題：台湾法における商事調停および仲裁

用語：英語

司会：チェン ポール 教授

共催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」

開催日：2006年5月18日

報告：メリット・フォックス コロンビア大学ロースクール教授

主題：アメリカ証券取引法の課題 - 証券取引の農への対処

用語：英語（日本語抄訳あり）

司会：浅香吉幹 教授

共催：法科大学院形成支援プログラム

開催日：2006年6月9日
報告：リチャード・M・アルダーマン ヒューストン大学ローセンター教授
主 題：消費者信用、債権回収、及びアイデンティティーの盗用 - アメリカ
消費者信用法事情と日本への示唆
用 語：英語（日本語抄訳あり）
司 会：廣瀬久和 教授
共 催：民法懇話会 他

開催日：2006年6月21日
報告：ダグラス・G・ベアド シカゴ大学ロースクール教授
主 題：チャプター・イレブンをめぐる最近の動向
用 語：英語（神田秀樹教授による日本語抄訳あり）
司 会：神田秀樹 教授

開催日：2006年6月22日
報告：スティーブン・ラトナー ミシガン大学ロー・スクール教授
主 題：「対テロ世界戦争」における引渡と暗殺（Targeted Killings）— 国際
法上の位置付けは？
用 語：英語
司 会：岩沢雄司 教授
共 催：法科大学院形成支援プログラム他

開催日：2006年6月27日
報告：羅 昌發 国立台湾大学法律学院院长
主 題：地域貿易協定に関する WTO 問題
用 語：英語
司 会：チェン・ポール 教授
共 催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」

開催日：2006年7月6日
報告：李 茂生 国立台湾大学法律学院副院長
主題：台湾の少年犯罪と法律
用語：日本語
司会：チェン・ポール 教授
共催：寄付講座「富邦文教基金会台湾研究」

開催日：2006年10月23日
報告：モリッツ・ベルツ博士 フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所 フランクフルト 弁護士
主題：EUにおける会社形態の競争とドイツ有限会社—ドイツ有限会社法改正法案に寄せて
用語：ドイツ語（日本語抄訳あり）
議論はドイツ語・英語・日本語
司会：神作裕之 教授

【レポート】

2006年10月23日に、第197回比較法政セミナー（東京大学21世紀COEプログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」第17回COEソフトローセミナーと共催）において、フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所のモリッツ・ベルツ博士により、「EUにおける会社形態の競争とドイツ有限会社：ドイツ有限会社法改正法案に寄せて」と題する報告がなされ、その後討論が行われた。

日本では、2006年5月1日に施行された会社法により、有限会社法が廃止された。日本の有限会社法は、ドイツ有限会社法の強い影響を受けて1938年に制定されたものである。有限会社制度発祥の地であるドイツにおいては、ドイツ有限会社法は、過去および現在においてドイツ国内できわめて活発に利用され、日本を含む諸外国の立法に大きな影響を与えた成功立法であったとの評価が定着していた。ところが、EU域内における企業形態間および企業形態に係るルールの競争の激化に伴い、イギリス法にもとづき設立された有限責任会

社(Ltd.)がドイツ国内で事業活動を展開する例が激増している。そこで、ドイツ法務省は、2006年5月29日、ドイツ有限会社の競争力を強化し、規制内容を合理化するとともに、濫用を抑制する目的で、「有限会社法の現代化および濫用に対処するための担当官法案(MoMiG)」を公表した。同法案の目的は、有限会社法における債権者保護等の規律のレベルを低下させることなく、しかし、設立や持分の譲渡に係る規律等いくつかの領域で合理化を行おうとするものである。

一見すると日独は正反対の方向に進んでいるように見えるが、日本法も株式会社については小規模な物的会社についての特有の規律を多数提供しており、小規模な物的会社について特別なルールが必要であるという点では共通している。ベルツ博士は、ドイツ法の動向が有限会社法の廃止された日本にとっても依然として参考になることが期待されるとされながら、ドイツ有限会社法改正法案の目的および内容について紹介した後、現在ドイツで同法案がどのように受け止められているかを中心に法案を批判的に検討された。

まず、1892年に制定されたドイツ有限会社法は、1980年に大改正がなされて以降、大きな改正がなかったが、今日、同法の改正が必要とされている背景事情が説明された。外部的な要因と内部的な要因の2つがある。外部的な要因としては、欧州裁判所の判例法理の変更により、外国会社を内国会社より不利に扱うことが禁止されることになった結果、ドイツでは、ドイツで事業活動を行うことを目的としてイギリス法に準拠して設立された有限責任会社(Ltd.)が、ここ3年で3万社以上誕生し、現在、中小企業の4社に1社がLtd.の形態で設立されているとのことである。その理由は、主として、設立が簡易、迅速、かつ低コストである点にある。もっとも、近年、倒産時に取締役に残される義務はドイツ法よりも厳格であるとの指摘もなされている。

内部的な要因としては、有限会社形態の濫用的利用が、とくに倒産・清算の局面で顕著になってきたことである。すなわち、「企業の葬儀屋」は、新聞やインターネットに広告を出し、「財政的に窮境に陥った有限会社を正規の倒産または清算から救います」と宣伝する。有限会社の業務執行者は、「企業の葬儀屋」を利用して責任を負うことから逃れ、自己の評判が傷つくことを避けようとする。多くの場合、業務執行者全員が解任され、営業所は閉鎖され、何度

も会社の所在地を移転することにより、痕跡が消される。債務が弁済されていないにもかかわらず、会社債権者は追及することができず、裁判所からの書類等も送達できない。このような実務は、現行法の下では効果的に阻止することがむづかしい。

そこで、有限会社法における債権者保護等の規律のレベルは低下させることなく、それどころか部分的に会社債権者保護に係る規律を強化・明確化しつつ、しかしながら、設立や持分の譲渡に係る規律等いくつかの領域で合理化を行い、ドイツ有限会社の企業形態としての競争力を強化しようとしているのである。競争力の強化のために企図されている改正事項としては、設立規制の簡素化や有限会社の持分の善意取得を一定の要件の下で始めて認める等の持分譲渡に係る規律の整備が重要である。これに対し、規制が強化される事項としては、一定の条件における倒産申立義務の社員への拡張や、業務執行者の責任の厳格化が挙げられる。社員による会社に対する貸付、反対に、会社による社員に対する貸付の法的地位の明確化も図られようとしている。

今後、ドイツにおいて、依然として Ltd. が隆盛を続けるのか、それとも、改正法案が成立し、設立の容易化、持分譲渡の簡素化等が達成され、他方で、社員貸付の劣後的取扱いや商業登記について擬似外国会社に対しても適用される規律が明らかになることで、ドイツで中小企業にとって支配的な法形態とされる有限会社が、巻き返しを見せるのかは、大いに注目されるところである。ドイツでは、有限会社法改正案は、設立等の規制緩和とあわせて有限会社形態の濫用に対した例えば社員の倒産申立義務など一定の対処を提案するものであり、合理的かつ現実的な方向であるとして大方の支持を受けている。2007 年中にも、改正が実現する見込みが高いとのことであった。

ドイツ有限会社法がどのような方向に進んでゆくのかは、ヨーロッパにおける企業形態およびそれに係るルールをめぐる競争という、ソフトローを含む広義の規範の発展のプロセスを示すものであるとともに、国家制定法がそのような規範の競争に対しどのように対応するかについての一事例を示すものとして、興味深いと考えられる。

[神作裕之]

開催日：2006年11月27日

報告：ヒューゴ・ドブソン シェフィールド大学東アジア研究大学院上級講師

主題：G8とグローバル・ガバナンス：「女性たちはどこに？」

用語：英語（質問は日本語可）

司会：元田結花 北海道大学特任助教授

*「政治とマスメディア」セミナーと同時開催

開催日：2007年1月15日

報告：ロバート・S・ロス ボストン・カレッジ教授

主題：米国のアジア政策

用語：英語

司会：高原明生 教授

開催日：2007年2月21日

報告：アイヴィンド・スミス オスロ大学教授

主題：ノルウェーから見た欧州統合

用語：英語

司会：長谷部恭男 教授

共催：公共研究会 他

開催日：2007年3月10日

報告：ヨアヒム・イエンス・ヘッセ ベルリン自由大学教授

主題：全てに合う1つのサイズ？比較の視座から見た政策適応と国制改革

用語：英語

司会：森田 朗 教授

共催：行政学研究会

法科大学院サマースクール

2006 年度、法科大学院「トランスナショナルロー・プログラム」主催によるサマースクールは以下のように開催された。

開催日程：2006 年 7 月 25 日～30 日

開催地：かずさアーク（千葉県木更津市）

テ ー マ：Convergence of Antitrust Rules between US and EU

参加者数：56 名（法科大学院生 44 名、ソウル大学学生 3 名、北京大学大学院生 3 名、法律実務家 2 名、企業実務家 4 名）

参加教員：ヨーゼフ・アジジ（欧州第一審裁判所裁判官）、ダニエル・ルビンフェルド（カリフォルニア大学バークレー校教授）、ジェラルド・エルティーク（スイス連邦工科大学チューリッヒ校教授）、ジャック・ピュアル（ハーバート・スミス プリュッセル 弁護士）、竹中俊子（ワシントン州立大学教授）、矢野リサ（ポール・ワイス・リフキンド・ワートン・ギャリソン 弁護士）、白石忠志、山口 厚（法科大学院法曹養成専攻長）、宮廻美明

事務局：梶本康世、新中智子、染谷雅幸、松村真木子、関口美奈

授業科目：Introduction (Shiraishi); Institutions of the EU & Cartels, Abuse of dominant position & Merger control (Buhart); Organization, Competences and Functioning of the EU-Judiciary, Specific Questions of Legal Protection and Enforcement in European Competition Law (Azizi); Abusing Intellectual Property, IP Licensing Contracts (Hertig); Principles of US Contract Law (Yano); Antitrust Law and Economics (Rubinfeld); IP and Competition Policy (Takenaka)

法学政治学研究科客員研究員

本研究科客員研究員の受入における支援を行い、2006 年度、以下の客員研究員が新たに在籍した。

氏 名：金 在吉
所 属：ソウル市立大学校税務大学院兼任教授
期 間：2006.4 - 2007.3
研究テーマ：租税法律主義と実質課税原則
受 入 教 員：増井良啓

氏 名：安 榮夏
所 属：成均館大学校法学科研究教授
期 間：2006.4 - 2007.3
研究テーマ：韓国と日本の国民意識が相続法に及んだ影響に関する研究
受 入 教 員：大村敦志

氏 名：王 煒
所 属：中国社会科学院研究生院講師
期 間：2006.4 - 2007.3
研究テーマ：日本武士階級の名誉観について
受 入 教 員：渡辺 浩

氏 名：Aurea C. Tanaka
所 属：トレヴィザン大学講師
期 間：2006.4 - 2007.4
研究テーマ：国際司法共助
受 入 教 員：北村一郎

氏 名：張 利春

所 属 : 山東大学威海分校法学部講師
期 間 : 2006.5 - 2007.5
研究テーマ : 日本民法における利益衡量論
受 入 教 員 : 大村敦志

氏 名 : 赫 然
所 属 : 長春理工大学教授
期 間 : 2006.6 - 2007.5
研究テーマ : 中日法文化比較研究
受 入 教 員 : 渡辺 浩

氏 名 : 朴 貞勳
所 属 : 慶熙大学校法科大学助教授
期 間 : 2006.7 - 2006.8
研究テーマ : 都市計画法制
受 入 教 員 : 小早川光郎

氏 名 : 龔 迎春
所 属 : 外交学院国際法研究所講師
期 間 : 2006.8 - 2006.9
研究テーマ : 中日海洋政策の比較研究
受 入 教 員 : 大沼保昭

氏 名 : 張 允起
所 属 : 北京大学政府管理学院講師
期 間 : 2006.9 - 2007.8
研究テーマ : 明治前期の立憲思想と憲法構想
受 入 教 員 : 渡辺 浩

氏 名 : 朴 鑛棟

所 属 : 建国大学校法科大学講師
期 間 : 2006.9 - 2007.8
研究テーマ : 不動産登記法の改定方向に関する研究 - デジタル(Digital)登記申
請を中心に
受 入 教 員 : 大村敦志

氏 名 : 許 銓
所 属 : 忠北大学校法科大学教授
期 間 : 2006.9 - 2007.8
研究テーマ : 日本における地方分権の現況と課題
受 入 教 員 : 齋藤 誠

氏 名 : 鄭 容和
所 属 : 延世大学国学研究院研究教授
期 間 : 2006.9 - 2007.6
研究テーマ : 中華思想の近代の変容 - 日本・中国・韓国の比較
受 入 教 員 : 苅部 直

氏 名 : Lauri Mälksoo
所 属 : タルトゥ大学助教授
期 間 : 2006.10 - 2007.9
研究テーマ : 国際法の歴史と理論
受 入 教 員 : 大沼保昭

氏 名 : 馬 雪梅
所 属 : 中国国際情報研究所助理研究員
期 間 : 2006.10 - 2007.9
研究テーマ : 日本の外交政策を決定する体制の変化が日中関係にもたらす影
響
受 入 教 員 : 藤原帰一

氏 名 : Jens Meierhenrich
所 属 : ハーバード大学助教授
期 間 : 2006.10 - 2007.1
研究テーマ : 極東軍事裁判所
受 入 教 員 : 中里 実

氏 名 : Alexander Rudolf Makiri Schellong
所 属 : ハーバード大学ケネディースクール研究員
期 間 : 2006.10 - 2007.1
研究テーマ : 政府・市民間関係
受 入 教 員 : 城山英明

氏 名 : 金 鉉峻
所 属 : 嶺南大学校法科大学助教授
期 間 : 2007.1 - 2008.2
研究テーマ : 日本の行政事件訴訟法制
受 入 教 員 : 小早川光郎

氏 名 : 蔡 英欣
所 属 : 国立台湾大学法律学院助理教授
期 間 : 2007.1 - 2007.2
研究テーマ : 日本会社法における種類株式の規制方法
受 入 教 員 : 江頭憲治郎

氏 名 : 林 超駿
所 属 : 国立高雄大学助理教授
期 間 : 2007.1 - 2007.2
研究テーマ : 裁判官任用制度の研究
受 入 教 員 : 宇賀克也

氏 名 : 鄭 喆鉉
所 属 : 延世大学校
期 間 : 2007.3 - 2008.2
研究テーマ : 比較文化政策
受 入 教 員 : 田邊國昭

氏 名 : 韓 廷和
所 属 : 水原地方検察庁検事
期 間 : 2006.12 - 2007.12
研究テーマ : 刑事訴訟手続における情報公開及び手続の透明化
受 入 教 員 : 川出敏裕

氏 名 : 金 知徹
所 属 : ソウル中央地方法院判事
期 間 : 2007.3 - 2008.2
研究テーマ : 民事訴訟法
受 入 教 員 : 高橋宏志

寄付講座「政治とマスメディア（朝日新聞）」国際学術交流

客員教授

クリストファー・ヒューズ

ウォーリック大学グローバルイノベーション・地域化研究センター(CSGR)主任研究員 / 政治・国際学学部リーダー

(2006年4月～5月)

<プロフィール>

オックスフォード大学、米国ロチェスター大学、シェフィールド大学で学ぶ。1997年シェフィールド大学より博士号取得(国際関係論)。1997年、広島大学平和科学研究センター研究員、1998年、ウォーリック大学グローバルイノベーション・地域化研究センター上級研究員、2002年より同センター長代理。2005年より現職。滞在中、「東アジア共同体と自由貿易協定(FTA) — 二国間主義による新地域主義の可能性?」と題して、「政治とマスメディア」セミナーで報告、また、小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.4 に寄稿。

主要著書：*Japan's Economic Power and Security: Japan and North Korea*, Routledge, 1999; *Japan's International Relations: Politics, Economics and Security*, co-author, Routledge, 2001; *New Regionalisms in the Global Political Economy*, co-ed., Routledge 2002, 2nd ed., 2005; *Japan's Security Agenda: Military, Economic and Environmental Dimensions*, Lynne Rienner Publishers, 2004; *Japan's Re-emergence as a 'Normal' Military Power?*, Oxford University Press, 2004.

ヒューゴ・ドブソン

シェフィールド大学東アジア研究大学院上級講師

(2006年9月～2007年1月)

リーズ大学、ロンドン大学に在籍、研究を進めた後、1998年、シェフィールド大学より博士号取得(日本研究)。1997年、東京大学大学院法学政治学研究科附属比較法政国際センター(ICCLP)奨学研究員、引き続き同、機関研究員

に採用される。1998年、ケント大学（カンタベリー）政治学・国際関係論学部講師、2001年、シェフィールド大学東アジア研究大学院講師を経て、2005年、現職及び社会科学部学部長補佐。専門は日本国際関係論。滞在中、「G8とグローバル・ガバナンス：『女性たちはどこに？』」と題して「政治とマスメディア」セミナーで報告、公共政策大学院の授業のゲストとして‘The UK media and its reporting of the fiftieth and sixtieth anniversaries of the end of the Second World War’と題して講義を行った。また、小論文を *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.4 に寄稿。

主要著書：*Japan's International Relations: Politics, Economics and Security*, co-author, 1st ed. 2001 and 2nd ed. 2005, London: Routledge; *Japan and United Nations Peacekeeping: New Pressures, New Responses*, London: RoutledgeCurzon, 2003; *Britain and Japan in the Contemporary World: Responses to Common Issues*, co-editor, London: Routledge Curzon, 2003; *Japan and the G7/8, 1975-2002*, London: RoutledgeCurzon, 2004; *The Group of 7/8*, London: Routledge 2006; *Japan and Global Governance*, co-editor, London: RoutledgeCurzon, forthcoming (2007).

短期招聘

氏 名：ジャック・カブドゥヴィエル
所 属：国立政治学財団附属現代フランス政治研究所研究主任
期 間：2006.10.26 - 11.9
専 門：グローバリゼーションとフランス政治
(*シアンスポ交換プロジェクトとして招聘。)

氏 名：李 正馥
所 属：ソウル国立大学校社会科学大学政治学科教授
期 間：2007.1.15 - 1.18
専 門：韓国政治、日本政治
(*ソウル大学交換プロジェクトとして招聘。)

「政治とマスメディア」セミナー

開催日：2006年5月10日

報告：クリストファー・ヒューズ ウォーリック大学リーダー

主題：東アジア共同体と自由貿易協定(FTA) 二国間主義による新地域主義
の可能性？

司会：高橋 進 教授

開催日：2006年7月7日

報告：イヴ・シュメイユ グルノーブル政治学院教授

主題：フランスにおける政治とメディア

司会：高橋 進 教授

開催日：2006年7月20日

報告：ハロルド L. ウィレンスキー カリフォルニア大学バークレー校名誉
教授

主題：先進諸国の公共政策の比較分析

司会：加藤淳子 教授

開催日：2006年11月7日

報告：ジャック・カブドゥヴィエル 国立政治学財団付属現代フランス政治
研究所研究主任

主題：近づくフランス大統領選挙とメディア

司会：高橋 進 教授 / 吉田 徹 北海道大学助教授

【レポート】

本報告は、現代フランス政治研究所(CEVIPOF)が2006年に行ったフランス有権者の政治意識調査のデータをもとにして、来る2007年仏大統領選挙に焦点をあてるものである。同調査は、2006年3月の初回を皮切りに4回に渡って実施されるものであり、対象者が5,600人という大規模なものである。

はじめに、フランス政治社会のここ5、6年の全般的な状況として極めて悲観的な意識が支配的であることが強調された。これによると、回答者の実に72%が自分たちの子供の生活の低下を案じており、また70%が政治に対する

信頼を失っているという。他方で、若年層を中心として高い政治的意識がみられることから、こうした数字は先進民主主義国における「脱政治化」という先入観を裏付けるものでは必ずしもないということが併せて指摘された。

次に、政治とメディアの関係性、とりわけテレビ・メディアとインターネット、活字メディア（全国紙）が政治情報を得る上で、どのようにフランス国民によって利用されているのかの調査結果が提示された。これによると、若年層ほど政治情報に関心が高く、また高学歴・高い社会階層が活字メディアに依存する一方で、主婦層や政治的無関心層は主要な情報源としてテレビを重視している。また、左派的傾向を持つ有権者ほど活字メディアを重視し、その反対に右派的傾向を持つ有権者がテレビを好む傾向が存在した。

三点目として、今期大統領選ほど有力候補者のイメージが大きな役割を演じたことはないという意味で、選挙の「個人化（personalisation）」の側面からの候補者像分析とメディアとの関係に分析が進められた。この点、メディアの種類によって候補者イメージが左右されることなく、既存の政治的配置が混乱させられている傾向はみられないと結論付けられた。その中で、当選が有力視されているロワイヤル（社会党）とサルコジ（UMP）のメディア戦略についての比較が行われた。すなわち、前者はメディア戦略に長けた政治家であり、そのキャリアにも係わらず「新しさ」を印象づけることに成功しており、後者は政治的策略を得意とし、「決別」をスローガンに掲げて国民の人気を得ている。一方で、両者ともにフランス政治においては例外的に過去に大統領選出馬の経験を持たず、そして共に自党の主流から追いやられた殉教者としてのイメージを確立している点が共通点としてあげられた。

四点目に、メディア同士の競合について、これが特にテレビと活字メディアとの間で顕著であり、インターネットは両者を代替するようなものではないとの調査結果も示された。インターネットの特徴は、むしろその大きな媒介機能（『段階的効果』）にあるという分析が、2005年の欧州憲法条約草案に対する国民投票の事例からなされた。

さらに、フランスのテレビ局による政治的選好の差違という、興味深い調査結果が示された。とりわけ午後8時のニュース番組への出演は、国民の3人に1人が主要な政治情報として考えていることもあって、フランスの有力政治家

にとっては支持者獲得のために必要不可欠なメディア戦略である。これによると右派候補者（サルコジ、ル・ペン）支持者であるほど民放 TF1 のニュースを視聴する傾向にあり、逆に社会党候補者支持者は公共放送の France2 を好む傾向が認められた。また、選好順位は変わらないものの有権者が重視する政治的争点（失業、インフレ、社会的格差）も視聴者によって異なることが明らかにされた。

最後に、フランス大統領選においてこれほどまでにメディアの果たす役割が大きくなったのは今回が初めてであり、その結果として候補者のイメージが重視されたことはないという点が改めて強調され、こうした政治の「個人化」がアメリカ的政治への接近を意味するならば危険なことでありと締めくくられた。

質疑応答

フロアからは、次期大統領選において有権者が重視する争点の妥当性について、あるいはロワイヤル候補者が女性であるという点をどのように評価するのか、といった質問がなされた。また世論調査の数字の解釈について、さらに日本のメディア政治との対象を念頭において、インターネット情報の形態（ホームページ、ブログ、掲示板）による違いなどが討議された。

[吉田 徹]

開催日：2006年11月27日

報告：ヒューゴ・ドブソン シェフィールド大学東アジア研究大学院上級講師

（*2006年9月1日～11月30日 ICCLP 客員助教授）

主題：G8とグローバル・ガヴァナンス：「女性たちはどこに？」

用語：英語（質問は日本語可）

司会：元田結花 北海道大学特任助教授

【レポート】

報告要旨

「女性たちはどこにいるのか？」——クラーク大学のシンシア・エンロー教授が、国際関係の実態およびその研究の双方に対して投げかけたこの問いを受

けて、国際関係におけるジェンダー主流化や女性の代表性の問題に関する分析が進められてきた。しかしながら、G8 のサミットを題材にした先行研究は不在である。この研究の欠缺を埋めるべく、本セミナーにおいて、シェフィールド大学のヒューゴ・ドブソン博士は、グローバル・ガバナンスのメカニズムの一つとして G8 を捉えた上で、G8 を題材としてエンロー教授による問いに対する回答を試みた。

G8 のサミットの歴史を振り返ると、どのレベルの会合も、出席者は圧倒的多数で男性によって占められてきた。毎年開催される首脳会合の出席者（大統領・首相）に関して言えば、1975 年の発足以来、女性はわずか 3 人である。イギリスのサッチャー首相は、1979 年から 1990 年の長きに亘って、合計 12 回のサミットに出席した。カナダのキャンベル首相は、5 ヶ月未満という在任期間の短さを反映して、出席したサミットは 1993 年の 1 回のみであった。ドイツのメルケル首相は、2006 年のサント・ペテルブルグ・サミットに初めて出席するとともに、翌 2007 年には自国のハイリゲンダムにおいてサミットを主催することになる。

外務大臣会合および財務大臣会合に関しても、首脳会合の場合と同様、女性の出席者の少なさが顕著である。ドブソン博士によると、1975 年以来、サミットの会合に出席した外務大臣総計 101 人のうち、女性は 9 人に過ぎない。財務大臣会合に至っては、過去に女性の出席者は存在しない。また、これまで 111 人に及ぶ首脳の個人的代表（通常「シェルパ」と呼ばれている）が、各首脳がサミットに出席するための準備を担ってきたわけであるが、このうち女性はわずかに 5 人を数えるだけである。

このような女性の不在との関連で、数多くの疑問が導かれる。その中核となるのが、「G8 において、男性の出席者が圧倒的多数で女性の出席者が不在であるという状況は、サミットの首脳が設定するアジェンダの内容や、議論のあり方、およびその結果に対して、どのような影響を及ぼしているのだろうか」というものである。これは、言い換えれば、国際政治の展開のあり方を極めて男性的なものにするという意味で、「G8 は国際政治における『ヘゲモニック・マスキュリニティ (hegemonic masculinity)』の場である」と言えるかどうかを問うことである。ドブソン博士は、この問いに対する肯定的な見解は一つの解

釈であるとして、より多くの女性がサミットの過程に包括されれば、G8 のアジェンダおよび決定過程が変わる可能性があることを指摘した。近い将来の見通しとしては、2009 年にイタリアで開催されるサミットには、メルケル首相、ロワイヤル大統領、(ヒラリー・)クリントン大統領といった女性の首脳が出席する可能性があり、この場合は、首脳会合における出席者の男女比率がほぼ同じになる。その一方で、ドブソン博士は、国際連合やヨーロッパ連合など、他のグローバル・ガバナンスにおけるフォーマルな制度とは異なり、G8 はインフォーマルなシンク・タンクのような機能を担っていることに注意を喚起した。すなわち、G8 は、首脳同士によるインフォーマルで親密な対話の場というユニークな性格を持つが故に、男性の出席者が圧倒的多数であるにもかかわらず、1996 年のリヨン・サミット以降、ジェンダーの主流化に向けて、創造的な形で主導権をとることができているのである。

ドブソン博士はまた、G8 メンバー国の首脳の妻という、G8 の過去 32 年の歴史において女性が果たしてきた主要な役割に焦点を当てた。各国首脳の妻は、G8 サミットが開催される場合、出席者である自らの夫に同行して、サミットの開催地を訪問することが多い。主催国側はしばしば、各国首脳がサミットで議論・交渉を重ねている間、その妻たちのために、メディア受けのする行事を数多く企画すべく、最大限の努力を払っている。これらの社交的な行事には、夫に同伴する形での、公的な晩餐会や歓迎会への出席のみならず、文化的施設・慈善事業活動への訪問なども含まれる。このような、一見したところ些細な活動は、はたしてグローバル・ガバナンスの研究において意味があるのだろうか？各国の首脳同士による、インフォーマルで親密な交流を促すための対話の場という、G8 に固有な性格を鑑みると、外交活動を成功理に進めるために必要な雰囲気作りには、各国首脳の妻が果たす役割が極めて重要となることが分かる。尚、このような、G8 メンバー国の首脳の妻たちが有する、合意形成のための「ソフト・パワー」については、タニア・ドメット、シンシア・エンロー、ケイティ・ヒックマンなどによる先行研究もあり、近年関心が集まり始めていることから、今後どのような研究の蓄積がなされるのかが注目される。

以上を踏まえて、ドブソン博士は、日本の首相の妻との関係でこれらの論点が何を意味するのかについて検討することによって、報告の結びとした。日本

政治においては「ファースト・レディ」の伝統がなく、恐らく首相の妻もそのような役割を担うことには消極的であろうと思われる。にもかかわらず、対話の場である G8 においては、日本の首相の妻にも、「ファースト・レディ」として振る舞うことが強く期待されている。この点、現在の安倍晋三首相の妻である安倍昭恵は、従来 of 首相夫人と比べて「ファースト・レディ」として際立った言動を示しており、興味深いケースとなるであろうことが指摘された。

討論概要

ドブソン博士の報告に引き続き、ドブソン博士とフロアーとの間で質疑応答が行われた。

まず、女性の首脳の場合、その男性の配偶者は、サミットの間どのような行動をしていたのかに関心が向けられた。過去の事例として、サッチャー首相の夫であるデニス氏が取り上げられ、他の首脳の妻たちとは行動を共にせず、自らのビジネス活動に勤しんでいたとの説明がドブソン博士からなされた。ここから、首脳の配偶者がサミットの儀式や行事に参加することは義務なのかどうかという点に話題が移った。大統領や首相、外務大臣、財務大臣といった首脳と違い、公的な地位にない首脳の妻たちの国内および国際社会での位置づけが議論の対象となった。近年首脳の妻たちによる活動が存在感を増していることから、仮にその活動に参加することが義務化・制度化されれば、配偶者のいない首脳は、重要なコミュニケーションの経路を一つ失うことになり、配偶者の有無によって制度的なバイアス・差別が生じる可能性が指摘された。この点については、日本の小泉前首相の場合はどうだったのかといった、具体的事例に則した議論もなされた。加えて、ドブソン博士の報告にもあったように、配偶者たちが自国の政治において果たす役割の違いや、文化的な差異の大きさ、コミュニケーション能力の違いなどから、配偶者の活動が活発化し、国際社会の重要なアクターとなりつつある現状の前に、日本はどのように対応していくのかについても注意が向けられた。

国際政治において、G8 メンバー国首脳の配偶者の活動をいかに評価・解釈するのかについて論点が広がる一方で、フロアーの関心は G8 各国の国内政治にも及んだ。すなわち、G8 の正式な会合において、男性出席者が圧倒的多数

であるという状況は変化するのかどうかという観点から、ヒラリー・クリントンとロワイヤルがそれぞれアメリカとフランスの大統領の地位に就くのかどうか、両国の国内政治状況の見通しとともに検討された。同時に、G8の正式な会合の出席者は、各国の国内政治過程を通じて決定されている以上、G8における女性の不在は、自らの方針に依拠して職員を採用している国際連合や世界銀行などといった他の国際機関におけるジェンダー主流化と同一に論じることができないことがドブソン博士から指摘された。

このような、「先進国」の「首脳」による会合というG8の特殊性は、グローバル・ガバナンスにおいてジェンダーを扱う研究としてG8をどう分析するのかという、研究の方法論や分析概念のあり方に対する検討作業にもつながった。例えば、仮にG8の首脳に女性が増えれば、それがG8の活動内容において「ジェンダー主流化」を促すのかどうかについては、「先進国」の女性の首脳は‘Big Sister’として振る舞う可能性があり、どれだけ「途上国」の女性の置かれた状況を改善できるのかは、南北格差の問題との関係で論じる必要があるとの指摘がなされた。また、ドブソン博士が、G8の有する「ヘゲモニック・マスキュリニティ」にもかかわらず、G8はジェンダー主流化に向けた活動を展開しているとしたのに対して、1990年代以降、ジェンダー主流化が権威ある「正説」となり、G8が国際社会を主導していく際にも有利な道具となったことから、むしろG8が有する「ヘゲモニック・マスキュリニティ」故に「ジェンダー主流化」がG8のアジェンダとして取り上げられるようになったとする解釈も可能であるとのコメントがなされた。このコメントのコロラリーとして、「ジェンダー主流化」を促すG8の首脳の妻たちの活動は、G8の「ヘゲモニック・マスキュリニティ」を変化させるものではなく、逆に妻たちの活動がその配偶者である「首脳」の活動を下支えすることによって、「ヘゲモニック・マスキュリニティ」を強化するのではないかとの解釈も導かれた。

以上の質問やコメントは、国際政治研究とジェンダー研究を跨る形でG8を扱う際の、分析視座の多元性と射程範囲の広さを示すものであり、ドブソン博士が、今後どのようにこのテーマに取り組んでいくのかに対する関心の高さを反映したものであったと言える。

[元田結花]

開催日：2007年1月16日
報告：李 正馥 ソウル国立大学校社会科学大学政治学科教授
主題：The Outline of Political Changes in Korea and Political Science
用語：英語
司会：渡辺 浩 教授

開催日：2007年1月18日
報告：李 正馥 ソウル国立大学校社会科学大学政治学科教授
主題：韓国民主義の特性と課題
用語：日本語 / 韓国語
司会：渡辺 浩 教授

寄付講座「政治とマスメディア」特別講演

「ドイツの国際的責任 - その総括と展望」 2006.10.31

報告：フランツ・ヨーゼフ・ユング 国防大臣（ドイツ連邦共和国）
司会：高橋 進 本研究科教授
用語：ドイツ語（日本語同時通訳有り）
場所：東京大学大学院法学政治学研究科4号館8F会議室
協力：ドイツ連邦大使館、朝日新聞社、ドイツ学術交流会（DAAD Tokyo）
（*報告者の来日がキャンセルになったため、講演中止）

Medusa プロジェクト札幌

開催日：2006年8月29日（火）～31日（木）

開催場所：北海道大学「えんれいそう」会議室・JRタワーホテル日航札幌 36F
スカイバンケットルーム

テーマ：Managing ‘the Medusa’: The U.S.-Japan Security Relationship in
Comparative Perspective

プログラム

8月29日（火）ワークショップ Part I

会場：北海道大学「えんれいそう」会議室

9:30 - イントロダクション

クリストファー・ヒューズ ウォーリック大学リーダー、 エリス・クラウス
カリフォルニア大学サンディエゴ校教授

11:00 - セッション 1 : *Alliances in Theoretical and Regional Context*

・ Alliances in Comparative Perspective: The US, Japan and Germany

司会：クリストファー・ヒューズ

報告：トーマス・バーガー ボストン大学助教授

題目：High Noon on the Global Commons: America, its Allies and the Changing
Consensus on World Order

・ The US-Japan Alliance and Multilateralism Compared in East Asia and Europe

報告：山本武彦 早稲田大学教授

題目：Multilateral Choice of Japanese Grand Strategy in Northeast Asia: Beyond
Bilateralism?

14:00 - セッション 2 : *Alliance Responses to New Threats and New US Global
Strategy*

司会：エリス・クラウス

・ US-Japan and US-Europe Alliance Responses to the ‘War on Terror’

報告：デービッド・レーニー ウィスコンシン大学助教授

題目：Acting in Alliance: Japanese and European Counterterrorism in the US

‘War on Terror’

- US Bases Issues and Alliances in Japan and Europe

報 告：大友貴史 筑波大学助手

題 目：US Military Bases and Force Realignment in Japan

16:00 - セッション 3 : *Alliances, Strategy and Technology*

司 会：ヒューゴ・ドブソン シェフィールド大学上級講師

- Defence Production in US-Japan and US-UK/Europe Alliance Relations

報 告：ロン・マッシュューズ クランフィールド大学教授

題 目：Defence Industrialisation: Comparative Evaluation of US Relationships
with Japan and Europe

- Ballistic Missile Defence in US-Japan and US-UK/Europe Alliance Relations

報 告：クリストファー・ヒューズ

題 目：In Too Deep? Ballistic Missile Defence and US-Japan and US-UK
Alliances Compared

18:30 - 懇親会

挨 拶：高橋 進 東京大学教授

8月30日(水) ワークショップ Part II

会 場：北海道大学「えんれいそう」会議室

9:00- セッション 4 : *Alliances Compared*

司 会：トーマス・バーガー

- US-Japan and US-Germany Alliance Developments Compared

報 告：ハルトヴィヒ・フメル デュッセル大学教授

題 目：Uneasy Marriages: US-Japan and US-Germany Security Alliances
Compared

- US-Japan and US-South Korea Alliance Developments Compared

報 告：菅 英輝 西南女学院大学教授

題 目：US-Japan and US-ROK Alliances Developments Compared

11:00- 総括

司 会：エリス・クラウス、クリストファー・ヒューズ

- Open Discussion of General Conclusion and Cross-Paper Themes
- Where do We Go from Here?
- Publication Plans and Preparations

8月31日(木)

会場：JRタワーホテル日航札幌 36F スカイバンケットルーム

9:30- ワークショップ Part III

司会：エリス・クラウス、クリストファー・ヒューズ

- ワークショップ Part I & II 報告会
- 質疑応答

13:30- 国際シンポジウム

「どうアメリカと向き合うか? : 日米関係と欧米関係」

14:00- 15:00

挨拶 高橋 進

セッション1 : *How Can Japan and Europe Manage US Alliance Dilemmas?*

司会：元田結花 北海道大学特任助教授

報告：エリス・クラウス、クリストファー・ヒューズ、トーマス・バーガー、山本武彦、デービッド・レーニー、大友貴史、ロン・マッシュューズ、菅 英輝、ハルトヴィヒ・フメル

日本語要旨：森 聡 東京大学 ICCLP 奨学研究員

15:10-16:10

セッション2 : *日米関係、メディア、沖縄*

司会：高橋 進

報告：屋良朝博 沖縄タイムス論説委員、村松泰雄 朝日新聞総合研究本部長

英語要旨：ヒューゴ・ドブソン

16:30-17:30

セッション3 : *The Future of US-Japan and US-Europe Alliance Ties and the International System?*

司会：高橋 進、遠藤 乾 北海道大学教授

報告者/討論者：エリス・クラウス、クリストファー・ヒューズ、トーマス・バーガー、山本武彦、デービッド・レーニー、大友貴史、ロン・マシューズ、菅 英輝、ハルトヴィヒ・フメル、屋良朝博

18:00- 20:00

レセプション

挨拶：山口二郎 北海道大学教授、宮廻美明 東京大学教授

進行：吉田 徹 北海道大学助教授

<参加者>

高橋 進 東京大学大学院法学政治学研究科教授、山口二郎 北海道大学大学院法学研究科教授、遠藤 乾 北海道大学大学院法学研究科教授、クリストファー・ヒューズ ウォーリック大学グローバルイノベーション・地域化研究センター(CSGR)主任研究員/政治・国際学学部リーダー、エリス・クラウス カリフォルニア大学サンディエゴ校国際関係・太平洋研究大学院教授、トーマス・バーガー ボストン大学国際関係論学部助教授、ハルトヴィヒ・フメル デュッセルドルフ大学社会科学研究所教授、菅 英輝 西南女学院大学人文学部教授/九州大学名誉教授、デービッド・レーニー ウィスコンシン大学マディソン校政治学部助(準)教授、ロン・マシューズ クランフィールド大学王立軍事科学カレッジ教授、大友貴史 筑波大学大学院人文社会科学研究科助手、山本武彦 早稲田大学大学院政治学研究科教授、屋良朝博 沖縄タイムス論説委員、村松泰雄 朝日新聞総合研究本部長/東京大学 21 世紀 COE プログラム特任教授、谷口将紀 東京大学大学院法学政治学研究科助教授、ヒューゴ・ドブソン シェフィールド大学東アジア研究大学院上級講師、元田結花 北海道大学創成科学共同研究機構特任助教授、吉田 徹 北海道大学大学院法学研究科助教授、柴田晃芳 北海道大学公共政策学連携研究部学術研究員、森 聡 東京大学大学院法学政治学研究科ICCLP 奨学研究員、安井宏樹 神戸大学大学院法学研究科助教授、木寺 元 北海学園大学法学部講師、佐藤俊輔 日本学術振興会特別研究員(東京大学 21 世紀 COE)、脇阪紀行 朝日新聞論説委員、川崎 剛 朝日新聞記者、宮廻美明東京大学大学院法学政治学研究科教授、田中みどり北海道大学大学院

法学研究科学術創成研究事務局研究支援員、和田啓子東京大学大学院法学政治学
研究科 ICCLP 助手

協力：

(財)社会科学国際交流江草基金 / (財)学術振興野村基金

<レポート>

北海道大学助教授

吉田 徹

本研究科寄付講座「政治とマスメディア(朝日新聞)」主催及び北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター(学術創成研究(「グローバル化時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」)/東京大学法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法政研究センター共催のもと、「メデューサ・プロジェクト」の一環として2006年8月29日-31日に札幌でワークショップとシンポジウムが開催された。本プロジェクトは、2005年8月に初準備会合が東京で開催されて以来、具体的なプランが策定されてきたものであり、今年度以降もワークショップ・出版等といった形で継続される予定となっている。

はじめに

ポスト冷戦期に入って以降、米国を機軸とする同盟関係は世界政治、そして各国政治の中で変容を余儀なくされている。こうした中、本プロジェクトは「比較の中の日米同盟」を中心テーマとし、日米同盟を中心として、軍事・安全保障にとどまらない体系的な統合的研究を行い、アジア・ヨーロッパの同盟国の戦略の相互比較を行うことを趣旨としている。さらに、各国の国内制度が対外的にどう影響するのかという点を重視し、ここから政治エリート、政党政治、国内政治の争点といった制度的配置を視野に納めようとするものでもある。最終的には、同盟関係の比較を通じて、日米関係が他の諸国の対米関係とどのよ

うに類似し、そして異なっているのか、そしてそれはどのような理由によるものなのか、ということをはっきりとすることを目的としている（詳細は‘The Medusa Project: Preparation for the Medusa Conference in Sapporo’ in *ICCLP Annual Report 2005* 参照）。「メデューサ・プロジェクト」は、すなわち「比較同盟関係」という新たな研究領域を切り拓くことを目指しているのである。

日米のみならず、欧州からの参加者が要請されたのは上記の理由によっている。コアメンバーであるクリストファー・ヒューズ（ウォーリック大学）とエリス・クラウス（カリフォルニア大学）を中心として、最終的には日本側から16名、そして米国から3名、英国から3名、ドイツから1名が参加するに至った。安全保障・テロ・軍事・比較政治・日本政治といった幅広い領域の研究者にとどまらず、ジャーナリズムの観点から朝日新聞社および沖縄タイムス社記者のワークショップおよびシンポジウム参加を得たことも、また特筆されよう。

報告内容と討議

2006年度のプロジェクトは、2日間に渡る5つの非公開によるワークショップを北海道大学で行い、続いて3日目に一般市民にも開かれた国際シンポジウムを札幌市内のホテルで開催するという形式がとられた。

初日（8月29日）においては、まずヒューズ研究所リーダーおよびクラウス教授の両者から「メデューサ・プロジェクト」の概要と研究計画の説明がプロジェクト参加者に対して行われた。問題意識が共有された後、続いて報告者によるペーパーに基づく討議が行われた。初日に行われたセッション報告者およびテーマ・要旨は以下の通り。

●第1セッション・テーマ「理論的および地域的文脈での同盟関係（*ALLIANCES IN THEORETICAL AND REGIONAL CONTEXT*）」

トーマス・バーガー（米ボストン大学）

「グローバル・コモンズをめぐる真昼の決闘：米国とその同盟国、世界秩序をめぐるコンセンサスの変容」（‘High Noon on the Global Commons: America, its

Allies and the Changing Consensus on World Order')

現在の米外交政策は、90年代後半以降の戦略を継承しつつ9.11とイラク戦争を経験して1950年代のそれと類似してきている。すなわ、マキシマリスト戦略とこれの反省という経過である。

—山本武彦(早稲田大学)「日本の大戦略としての北東アジアにおける多国間主義の選択：二国間主義の克服か」(‘Multilateral Choice of Japanese Grand Strategy in Northeast Asia: Beyond Bilateralism?’)

アジアでの多国間外交の潜在性にも係らず、小泉政権はこれを十分に活用しようとはしなかったという反省がある。他方で日米同盟は、アジアにおける多国間の安全保障共同体の基礎を提供するものであるべきだろう。

●第2セッション・テーマ「新たな脅威と米国の世界戦略に対する同盟関係」(*ALLIANCE RESPONSES TO NEW THREATS AND NEW US GLOBAL STRATEGY*)

—デービッド・レーニー(米ウィスコンシン大学)「同盟のもとで行動する：アメリカの『対テロ戦争』に対する日本と欧州のカウンター・テロリズム」(‘Acting in Alliance: Japanese and European Counterterrorism in the U.S. “War on Terror” ’)

米国はテロリズムをかつての共産主義と同様に「問題」から「敵」へと昇華させた。同盟関係は対テロ戦争によって完全な変容を被ってはいないが、日欧は異なる戦略を採用しつつある。

—大友貴史(筑波大学)「日本における米軍基地と再編問題」(‘U.S. Military Bases and Force Realignment in Japan’)

現在の日本は、日米同盟のもと「畏にかかる」か「見捨てられる」というジレンマに直面している。在日米軍と米軍再編問題もこうした観点から評価される。コミットメントを最小限に抑制しつつ、日米同盟を強化する戦略のバランスを模索されるよう。

●第3セッション・テーマ「同盟関係、戦略と技術」(*ALLIANCES, STRATEGY AND TECHNOLOGY*)

—ロン・マッシュズ(英克蘭フィールド大学)「防衛の産業化：日本と欧州の対米関係の比較評価」(‘Defence Industrialisation: Comparative Evaluation of US Relationships with Japan and Europe’)

防衛力は外的環境に呼応する生命体のような「防衛エコシステム」とみることができる。この点から日本の防衛機能の評価すると、日米同盟の質的变化に合わせて90年代以降は効率性を目指しつつも「技術-経済ナショナリズム」モデルへと変容している。

—クリストファー・ヒューズ(英ウォーリック大学)「深みにはまったのか：弾道ミサイル防衛(BMD)での日米と米英同盟比較」(‘In Too Deep? Ballistic Missile Defence and US-Japan and US-UK Alliances Compared’)

BMDの導入は、軍事的・技術的依存の増大を招くため、日本が従来とってきた対米戦略を困難にさらすことになる。その結果、日本が米国の地域的・世界的戦略の「罨にかかる」危険性は高まり、これまでの戦略を見直す必要性に迫られることになるだろう。

●第4セッション・テーマ「同盟の比較」(*ALLIANCES COMPARED*)では、同盟関係ののより詳細な比較検討が下記2名によって行われた。

—ハルトヴィヒ・フメル(独デュッセルドルフ大学)「困難な婚姻関係：日米および独米安全保障同盟の比較」(‘Uneasy Marriages: US-Japan and US-Germany Security Alliances Compared’)

独日は米の対テロ戦争によって従来からの対米同盟の姿勢を変化させることはなかった。両国ともにシビリアン・パワーとしての立場を維持し続け、これは同盟関係を変化させるのではなく、むしろ補完するものとして捉えられる。

—菅 英輝(西南女学院大学・九州大学名誉教授)「日米同盟および米韓同盟

発展の比較」(US-Japan and US-ROK Alliances Developments Compared)

日米同盟のリスクを緩和するためには、東アジアでの多国間主義発展を視野に入れた二国間、地域主義、国際主義のバランスが必要である。この点、地域的な安全保障協力の発展のネックとなっている「戦争と記憶」の問題を相互の歩み寄りによって解決することが不可欠である。

以上のサマリーをみても解るように、米研究者からは対テロ戦争を過去の米外交の継続ないし比較の視点が出され、英研究者は日米同盟の変化の側面を重視した。他方、日本の研究者からは、いかに米国の変化を日本が受け止めつつアジア諸国との関係を構築できるのか、という問題提起が多くあった。日米同盟の変化と継続を注視しつつ、それでもなお日本の外交的選択の余地は狭小化しつつある、というのが大方の一致した見方となった。

これらの各専門家による分析と展望、集中的な討議を受けて、さらに二回に渡る小括が行われた。各論において共通する問題点や暫定的な結論の見通しが話し合われ、出版計画および今後予定されるメデューサ・プロジェクトの実施案などについての具体的意見が交わされた。最終日となる3日目(31日)では、以上の複数セッションを受けての再度報告者による分析修正と暫定的結論が導き出された。今後の計画の方向性を決める同セッションでは、米国の国内政治と対外政策の今後の行方、対米関係において重要な役割を担う諸同盟国の政治的配置、各国が対米関係に対してとり得る政治的資源・戦術のオプションの分類などが遡上にのぼった。

シンポジウム開催

続く午後には、札幌 JR タワーホテルにて寄付講座「政治とマスメディア」国際シンポジウムとして3部構成からなる「どうアメリカと向き合うか? : 日米関係と欧米関係」が開催された。一般市民にも公開された同シンポジウムの第1部では、全体報告としてクラウス教授およびヒューズ・リーダーから日米・米欧同盟の一般的な特徴が指摘され、「超大国」米国の同盟国として日英独を比較する有意性、同盟国が抱える「同盟のジレンマ」の説明等があった。

こうした基礎認識をもとに、米国の戦略の変化とこれの同盟関係への反映（バーガー助教授）、東アジア共同体の模索（山本教授）、テロ対策の質的变化（レーニー助教授）、「同盟のジレンマ」を処理するためのバランス（大友助手）、防衛産業の高コストの問題（マシューズ教授）、日本外交の二国間主義への偏重と是正の必要性（菅教授）、独日の対米同盟の相違（フメル教授）などの指摘がなされた。第2部では屋良朝博・沖縄タイムス論説委員から、イタリア米軍基地との比較を視野に入れた沖縄の米軍基地問題、さらに村松泰雄・朝日新聞総合研究本部長から日本の戦後民主主義と世論からみた日米同盟関係についての分析がなされた。最後のセッションでは、世界政治と各国情勢との関係からの日米・米欧同盟関係が、各報告者からの視点から解説され、イデオロギイ的な保守主義によって日本外交の余地が狭まっているという指摘や、次期米大統領選の予測など突っ込んだ分析が行われた。

シンポジウムの後にはレセプションが開催され、宮廻美明教授、北海道大学法学研究科「グローバリゼーション時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」プロジェクト研究代表者の山口二郎教授の挨拶があった。

幸いなことに本プロジェクトとシンポジウムは大きな注目を浴びた。6月に北海道庁記者クラブで記者発表を行い、シンポジウムには約60名の参加を得ることができた。また9月7日付朝日新聞（朝刊および9月25日英語版）ではその内容が「高まる依存、縛られる日本 日米同盟考えるシンポ」として、討論者へのインタビューを含む記事で紹介された。

おわりに

一年以上にわたる準備計画を経て実施された3日間にわたるワークショップとシンポジウムは、極めて濃密かつ緊張度の高いプログラムであったことは間違いがない。事務方を含めて30名以上の人員がプロジェクト実現に貢献した。それにも拘わらず、非常に自由闊達かつ高レベルな意見交換が可能となり、知的共同体の雰囲気さえ持ったのは北海道という豊かな風土に加えて、参加者全員の目的志向的な態度の賜物だったといえるだろう。

最後に、本プロジェクトは、企画の段階から網谷龍介 明治学院大学助教授の貴重なアドバイスト、朝日新聞社、北海道新聞社の協力、及び、財団法人

学術振興野村基金、財団法人社会科学江草基金の支援を得て実現したことを付記したい。

論考

ドイツ・メルケル大連合政権の一年 ドイツ政治は「混迷」から抜け出せたのか

神戸大学助教授

安井宏樹

1. 「混迷のドイツ」

2005年夏、ドイツの政治は「混迷」の直中にあるかのように見えた（安井, 2005a: 1）。当時のドイツは、旧東ドイツ地域経済の再建という課題に加えて、グローバル化・少子高齢化という構造問題にも直面しており、長期大量失業という社会問題に苦しんでいた。それに対し、シュレーダー中道左派政権は、改革立法が思うように進まない「改革渋滞」に悩まされながらも、2003年に「アジェンダ 2010」改革を断行して経済・財政危機の克服を図った（安井, 2005c； Yasui, 2006）。しかし、社会保障給付の削減・厳格化に対する有権者の理解を得られず、連立与党は州議会選挙で連敗した末、2005年5月には州政府レベルで全滅するに至り、ついに連邦議会解散総選挙へと追い込まれたのである（安井, 2005b）。

その後の選挙戦の展開も「混迷」したものとなった。解散総選挙を政権奪回の絶好の機会と見たキリスト教民主同盟・社会同盟（CDU/CSU）と自由民主党（FDP）の中道右派陣営（それぞれの党のシンボルカラーから「黒-黄」と通称された）は、シュレーダー政権による改革は手緩いと攻撃し、解雇規制緩和や租税・社会保障費用負担の累進性軽減・廃止を主軸とする新自由主義的改革を訴えた。それに対し、シュレーダー政権与党のドイツ社会民主党（SPD）と緑の党の中道左派陣営（同じく通称「赤-緑」）は、「アジェンダ 2010」改革後の支持率低下を受けて、社会的公正の重視という主張を前面に押し出し、「黒-黄」の公約を「社会に冷たい政治」と批判した。さらに、この「黒-黄」・「赤-緑」の両陣営を「新自由主義」と批判する左翼党（旧東ドイツの支配政党であったドイツ社会主義統一党（SED）の後継政党）も、東ドイツ地域を中心に無視できない勢いを見せ、選挙戦は三つ巴の様相を呈した。当初は「黒-黄」

陣営が圧倒的に有利と見られたが、その「社会に冷たい」公約は有権者に不評であり、5月の解散表明時に15ポイントあったCDU/CSUとSPDの支持率の差は、9月18日の総選挙では1ポイント差にまで縮まった。その結果、「赤-緑」・「黒-黄」のいずれもが過半数獲得に失敗して三陣営鼎立の状態となり、選挙後の政権形成に際しては、陣営の垣根を越えた連立形成が必要となった。しかし、SPDとFDPの間には経済政策での溝が深く、緑の党とCDU/CSUは社会文化的政策での隔たりが大きかった。他方、「赤-緑」と左翼党の政策的差異は比較的小さかったが、左翼党に旧東ドイツの独裁という歴史的負債がつきまとうため、連邦レベルでの連立形成は忌避された。そのため、唯一残された現実的な選択肢として、CDU党首のメルケルを首班とするCDU/CSUとSPDの二大政党による大連合政権が11月に成立したが、選挙時の公約が大きく異なる両党の連立は「愛のない結婚」とも評され、その政権運営を危ぶむ声も聞かれた（安井, 2006）。

それから1年余りが経過した。果たして、このメルケル大連合政権は、それまでの「混迷」から抜け出すことに成功しているのだろうか。以下、この問題について考えてみたい。

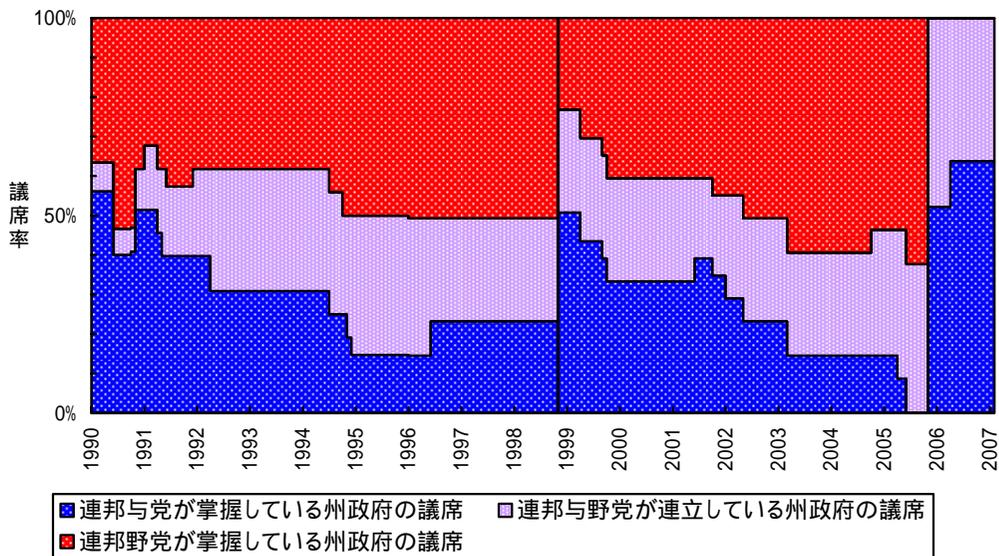
2. 分割政府状態の解消

1990年代以降のドイツ政治「混迷」の一因は、ドイツ政治の構造に埋め込まれた「拒否権ポイント」(Tsebelis, 2002)の多さである。その中でとりわけ重要なものが、ドイツで実質的に上院として機能している連邦参議院であるが、その議席配分は、州議会選挙の結果に左右される各州政府の構成によって決まるため、州議会選挙での連邦政府与党敗北が続くと、連邦議会多数派・連邦政府与党と連邦参議院多数派とが食い違う分割政府状態が出現し、立法過程は困難を増すことになる。

こうした理論上の可能性は、「黒-黄」と「赤-緑」の勢力が伯仲するようになった1990年代以降、現実のものとなっていた。図1は、連邦参議院における連邦与野党の勢力関係を示したものであるが、これを見ても明らかなように、1990年以降、メルケル大連合政権が成立する2005年11月までの16年弱の間、連邦政府与党が連邦参議院で過半数を制していた時期は通算でわずかかけ

18 カ月でしかなかったのに対し、連邦レベルでの野党が過半数を占めていた時期は足かけ 98 カ月にも及んでいる。

図1 連邦参議院の勢力関係（1990年1月～2007年2月）



(出典 : Schindler, 1999: 2440-6 ; Feldkamp, 2005: 581f. ; 報道資料より筆者作成)

しかし、この問題は、大連合政権の成立によって劇的に改善された。二大政党のいずれもが政権に参画していない州は存在していないため、連邦レベルでの野党が完全に掌握している連邦参議院の議席は消滅した。また、東部地域の州を中心に、二大政党が大連合を既に組んでいた州もあったため、連邦政府与党が完全に掌握している連邦参議院の議席の比率は 0%から 52.2%へと跳ね上がったのである。2006 年春の 3 州議会選挙によって与党が政府を独占している州はさらに増加し、連邦参議院での議席率は 63.8%となった。こうして、大連合政権が成立した結果、野党が連邦参議院で政府法案の成立をブロックするという恐れは大きく減少したのである。

3. 政党間対立の抑制

とは言え、たとえ分割政府状態が解消されても、かつてと同じような形で二大政党が政策対立を続けていれば、政権内での政策形成は行き詰まってしまうことになるだろう。だが、この点も、大連合政権になって状況はかなり改善された。その背景としては、政権に参加しているか否かによって、政策実現に関する利害関係が異なってくるという点が指摘できる。すなわち、与党にとっては政策実現それ自体が政権の成果として政治的得点になるため、本来の選好である政策位置から離れたポイントでの妥協を許容しやすくなる一方、野党はその逆に、現状よりもその党の選好に近づく内容の改革であっても、与党に業績を与えたくないと考慮して非妥協的な姿勢を強める可能性がある（網谷、2004: 77f.）。二大政党が与野党に分かれていたコール・シュレーダー両政権の時期には、野党となっていた側が与党の改革提案に対して非妥協的な姿勢を強め、「改革渋滞」の一因となっていた。しかし、これら二大政党が共に与党となったメルケル大連合政権の下では、双方が政策実現に強い利害関心を持つようになり、妥協成立の可能性は高まったのである。

その結果、これまでは二大政党間の対立によって停滞していたいくつかの改革が、大連合政権下の1年余の間に動き始めている。その第一は、連邦制度改革である。この改革は、連邦と州の権限が競合している政策分野をどちらかの専管に再編することによって、連邦の立法過程における連邦参議院の「拒否権」を縮減しようとするものである。この課題は第2次シュレーダー政権期にも取り組まれていたが、大学管理権をめぐる対立が解けず、挫折してしまっていた。しかし、メルケル政権の成立後に改めて始められた連邦制度改革交渉は、多くの政治的論争を惹起しながらも、最後の局面では政治決着が行われて妥協が成立し、2006年9月には立法化された。さらに、以前は手を着けることのできなかった、連邦と州の間での財源配分や財政調整措置の見直しという、一層の政治的な困難が予想される課題にも、連邦制度改革の第2段階として取り組むことが決定されている。

改革進展の第二は、医療保険制度改革である。この問題では、2005年総選挙での二大政党の公約が正面から衝突していた。CDU/CSUが、それまで給与所得に比例して賦課されていた保険料を一律に定額化するという、逆進的な性

格を持つ新自由主義的な改革を公約としたのに対し、SPD は、職種毎に分立していた保険制度を一元化し、財源も保険料から租税に切り替えるという平等主義志向の改革を主張したのである。こうした両党の提案の違いは、エスピン-アンデルセンのモデル(Esping-Andersen, 1990)を借りるなら、それまでの「保守主義型」福祉国家を「自由主義型」に近づけるのか、それとも、「社会民主主義型」に変えるのか、というものとなる。このように、基本理念のレベルから方向性が食い違っていた政策分野での合意形成は困難に思われたが、SPD のシュミット保健相が尽力した結果、双方の主張を混ぜ合わせた玉虫色の妥協案を形成することに成功した。その骨子は、1)医療基金を新設して保険料収入と租税からの補填分をプールし、そこから各保険機関に被保険者の人数に応じて比例配分する；2)配分された額だけでは賄えない場合、保険機関は追加保険料を被保険者に請求できるが、被保険者には他の保険機関に移る自由も認められている、というものである。この合意案に対しては、巨大な医療基金の設立・運営に伴う行政コスト増大への懸念や、住民の所得水準の高い州から低い州に医療基金を通じて資金が移転することへの不満などが出されているが、CDU/CSU は「競争原理の導入」を誇り、SPD は「一元化と財源租税化への第一歩」を喧伝するなど、両党にとって政治的得点を見出しやすいという特徴を持っている。

そして、大連合政権の第三の成果としては、財政再建に向かう動きが本格化した点が挙げられる。選挙戦で付加価値税増税に反対していた SPD は、所得税最高税率の引き上げによる累進性強化と引き替えに、CDU/CSU が主張していた付加価値税率の引き上げを受け入れた。また、年金受給年齢の 67 歳への引き上げも二大政党が合意して立法化され、年金財政の安定化が図られた。こうして財政基盤の強化が図られた一方、世界的な好景気による輸出増加と、サッカー・ワールドカップのドイツ開催による国内消費拡大という好機に恵まれて、2006 年の税収は当初予想を上回る伸びを見せ、2002 年以来初めて、財政赤字を国内総生産の 3%以下¹とすることに成功したのである。

¹ ユーロ導入のために 1997 年に締結された財政安定 成長協定では、毎年の財政赤字を国内総生産の 3%以内に抑えることがユーロ導入国に義務付けられている。

4．党内対立と党指導部の脆弱性

以上のように、メルケル大連合政権の下で統治機構上の障害は克服され、政策的接近も行われて、ドイツ政治は長年の「混迷」から抜け出しつつあるように見えるが、大連合政権の内実はさほど盤石ではない。政権運営上の考慮から行われた政策的接近に対しては、党内下部組織からの反発が蓄積している。また、特に CDU/CSU 内部には、2005 年総選挙で得票率を減らしたことへの不満も鬱積している。そうした不満や反発は、執行部批判や政策転換要求という形をとって時折噴出しており、大連合政権のアキレス腱となっている。

選挙直後から指導部の交代が相次いだのは SPD である。首相の座を失ったシュレーダーが政界から去った後、選挙後の党幹事長人事をめぐる混乱からミュンテフェリングが SPD 党首を辞任した。その後任となったプラツェックも、福祉国家再編を基礎づける新しい党基本綱領の大綱への支持調達に苦勞し、そこに連邦制度改革交渉の大詰め段階が重なったところで心因性難聴に見舞われ、在任わずか 143 日で辞任した。その辞任表明演説では健康問題が理由とされたが、後にプラツェック自身が、党内の不安定化も辞任の一因であったと語っている（2006 年 12 月 31 日付 Frankfurter Allgemeinen Sonntagszeitung 紙）。総選挙後 3 人目の党首となったベックは、2006 年 3 月 26 日に彼が州首相を務めるラインラント-プファルツの州議会選挙で単独過半数を達成する勝利を収めていたこともあって、比較的安定した党運営を続けているが、その影では黨員の流出が続いており、戦後一貫して保ち続けてきた「(西)ドイツ最大の政党」という地位を名実ともに失う恐れも出てきている。

また、CDU/CSU でも、2005 年総選挙で勝てなかったことへの不満を原動力とした党内対立が間欠的に浮上しているが、それが党首交代に結びついたか否かという点では、CDU と CSU との間に差異が見られる。CDU では、総選挙後、支持回復の方法をめぐって、新自由主義路線の強化を主張するグループと、社会保障への配慮の復活を説くグループとが衝突した。総選挙結果に対する党下部組織の不満はこの論争に流れ込んだが、CDU 党首のメルケルは、党内対立への積極的な介入は控え、当事者の中で決着がつくのを待つという姿勢を維持した。その結果、メルケルが紛争の中で決定的に傷つくという事態が回避されただけでなく、彼女の地位を脅かし得る有力政治家らが互いにつぶし合うと

いう状態が生まれた²ため、彼女の党首・首相としての地位は保たれている。但し、こうした「指導力を発揮しないことによる指導的地位の維持」という戦略の将来性に不透明な部分があることは否定できないであろう。他方、CDUのバイエルン州における姉妹政党であるCSUでは、同州首相を1993年以来務めてきたシュトイバー党首が、メルケル政権成立時に入閣の動きを見せたため、党内に州首相後継者選定の動きを起こしてしまった。しかも、メルケルが提示したポストの権限に不満を持ったシュトイバーが、前言を翻して一方的に州首相残留を決めたため、後継への期待を膨らませた幹部層に大きな不満を抱かせてしまう。その後、2006年末に反シュトイバー派への策謀的な身辺調査工作が発覚し、これにシュトイバーが強気の姿勢で対応したため、州議会議員団でシュトイバー降ろしの動きが本格化した。シュトイバーは議員団への説得に努めたが効を奏さず、2007年1月、辞任表明へと追い込まれる。党内対立への静観を決め込んで地位を守ったメルケルとは対照的に、シュトイバーは自ら攻勢に出たことで党首の地位を失った。こうしたところが、名望家政党・幹部政党としての性格を強く持つ保守政党におけるリーダーシップの難しさと言えよう。

5. 結びにかえて

以上のように、大連合政権は、政策的な成果を上げつつある一方で、連立与党の内部に指導力の面で脆弱性を抱えている。グローバル化・欧州統合という外からの圧力と、少子高齢化という内発的な社会構造変容の双方に対して政策的な対応を行いつつ、その対応への不満を政党内部でどのように調整していくのか—そのバランスを取るべき政治の舵取りが、大連合政権の将来を左右することだろう。

《文献》

Esping-Andersen, Gøsta (1990) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge:

² 2006年11月のドレスデン党大会では、下部組織の不満をくんだ副党首級の政治家らが失業給付金支給期間延長の是非をめぐって衝突した挙げ句、定数4の副党首選挙(定数以上の立候補が無かったために信任投票)での得票率を互いに20ポイントほど減らし合うという展開が見られた。

- Polity Press (岡沢憲芙・宮本太郎[監訳] (2001) 『福祉資本主義の三つの世界：比較福祉国家の理論と動態』, ミネルヴァ書房)。
- Feldkamp, Michael F. (2005) *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages 1994 bis 2003 : eine Veröffentlichung der Wissenschaftlichen Dienste des Deutschen Bundestages*, Baden-Baden: Nomos.
- Schindler, Peter (1999) *Datenhandbuch zur Geschichte des Deutschen Bundestages, 1949 bis 1999 : eine Veröffentlichung der Wissenschaftlichen Dienste des Deutschen Bundestages*, Baden-Baden: Nomos.
- Tsebelis, George (2002) *Veto Players: How Political Institutions Work*, Princeton: Princeton University Press.
- Yasui, Hiroki (2006) ‘The “Agenda 2010” Reform under the Schröder Government: German Governance in Transition?’ in *Globalisation, Regionalisation and National Policy Systems: Proceedings of the Second Anglo-Japanese Academy, 7-11 January 2006*, Tokyo: International Center for Comparative Law and Politics, Graduate School of Law and Politics, the University of Tokyo, pp.51-73.
- 網谷龍介「ドイツ：「宰相デモクラシー」と「交渉デモクラシー」の間で」(小川有美・岩崎正洋(編)『アクセス地域研究 II: 先進デモクラシーの再構築』、日本経済評論社、2004年 65-86頁)。
- 安井宏樹『混迷のドイツ』(ヨーロッパ政治研究叢書 1、東京大学 21 世紀 COE プログラム「先進国における《政策システム》の創出」、2005年)。
- 「ノルトライン-ヴェストファーレン州議会選挙とドイツ連邦議会の解散：予期された中道左派敗北と予期せぬ奇策」(『生活経済政策』2005年、104: 29-34)。
- 「社会民主主義政党のイノベーション：ドイツを中心に」(山口二郎・宮本太郎・小川有美(編)『市民社会民主主義への挑戦：ポスト「第三の道」のヨーロッパ政治』、日本経済評論社、2005年、55-80頁)。
- 「現代ドイツにおける政権交代の諸相：その力学と意味」(日本比較政治学会 2006 年度研究大会・自由企画 1「ポスト・デモクラシーにおける政権交代の意味」、2006年 10月 7日：立教大学 提出ペーパー、1-11頁)。

刊行物一覧

英文ジャーナル (発行本研究科・編集 ICCLP)

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 1, 2004.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 2, 2005.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 3, 2006.3.31

University of Tokyo Journal of Law and Politics Vol. 4, 2007.3.31

ICCLP Publications (英語・日本語他)

No.1: *Japanese Reports for the 13th International Congress of Comparative Law*
(1990.8.19-24), 1991.5.1

No.2: *Proceedings of the International Colloquium of the International
Association of Legal Science: The Social Role of the Legal Profession*
(1991.9.3-6), 1993.2.1

No.3: *Proceedings of the Symposium: 'Dutch and Japanese Laws Compared'*
(1992.11.9-10), 1993.3.1

No.4: *Japanese Reports For the 16th International Congress of Comparative Law*
(August 1994.7.31-8.6), 1995.3.1

No.5: 日本ブラジル比較法シンポジウム報告集/ *Relatório do Simpósio de
Direito Comparado: Brasil-Japão* (1998.8.25-26), 1999.6.30

No.6: 設立5周年記念シンポジウム報告集/ *Proceedings of the 5th
Anniversary Comparative Law and Politics Symposium* (1998.11.26),
1999.11.30

No.7: *Anglo-Japanese Academy Proceedings* (2001.9.4-9), 2002.3.25

No.8: 日伯比較法政及び在日ブラジル人就労者に関するシンポジウム報告
集/ *Relatório do Simpósio Internacional de Direito Comparado:
Trabalhadores Brasileiros no Japão* (2002.8.26-31), 2003.3.31

No.9: *The Proceedings of the Second Anglo-Japanese Academy* (7-11 January
2006), 2006.3.31

Annual Report (英語・日本語版付)

ICCLP Annual Report 2003, 2004.3.31

ICCLP Annual Report 2004, 2005.3.31

ICCLP Annual Report 2005, 2006.3.31

Review (英語・日本語)

ICCLP Review:

1 - 1号, 1998.3.31; 1 - 2号, 1998.9.30; 2 - 1号, 1999.3.31; 2 - 2号, 1999.9.30; 3 - 1号, 2000.3.31;

3 - 2号, 2000.9.30; 4 - 1号, 2001.3.31; 4 - 2号, 2001.9.30; 5 - 1号, 2002.3.31; 5 - 2号, 2002.10.31

Newsletter (英語・日本語)

ICCLP Newsletter:

No.1, 1996.4.1; No.2, 1996.4.1; No.3, 1996.7.10; No.4, 1996.11.30; No.5, 1997.3.10;

No.6, 1997.9.30

比較法政研究シリーズ

第1号 『ローン・パーティシペーション』山根眞文、2000.2.29

第2号 『開発途上国の累積債務問題と法』足立 伸、2000.2.29

第3号 『地方政府の財政自治と財政統制(日米比較論)』小滝敏之、2002.6.30

第4号 『法人の刑事処罰について』高崎秀雄、2003.11.30

第5号 『インターネット時代の証券取引規制』大崎貞和、2004.12.15

第6号 『EU労働法形成過程の分析(1)』濱口桂一郎、2005.9.1

第7号 『EU労働法形成過程の分析(2)』濱口桂一郎、2005.9.1

ヨーロッパ政治研究叢書 (発行21世紀COEプログラム「先進国における(政策システム)の創出」・編集 ICCLP)

第1号 『混迷のドイツ (Germany in Deadlock)』安井宏樹 2005.7.31

第2号 『開発援助における内在的限界(The Inherent Limitations of Development Aid)』 元田結花 2005.9.15